

令和3年4月23日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会  
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部  
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部  
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎  
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
協力要請について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から4月30日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、4月25日から東京都、京都府、大阪府、兵庫県が緊急事態措置の対象区域、愛媛県がまん延防止等重点措置の対象区域とされることとなりました。

加えて、本県においても感染力の強い変異株の拡大に対して最大限の警戒が必要な情勢を踏まえ、協力要請期間を7月31日まで延長することとし、4月23日をもって一部改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

県土整備部

建築住宅課企画担当

TEL : 055-223-1730